

議案第 33 号

橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例について

橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めた
いので、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 14 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例

橋本市消防手数料条例(平成22年橋本市条例第4号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後			改正前		
別表第4(第2条関係) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料			別表第4(第2条関係) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料		
手数料を徴収する事務	区分	手数料の金額	手数料を徴収する事務	区分	手数料の金額
1~6 略	略		1~6 略	略	
7 法第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合	98,000円	7 法第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合	110,000円
8 略	略		8 略	略	
9 法第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査		15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額	9 法第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査		17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額
10~14 略	略		10~14 略	略	
備考 略			備考 略		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表第4の規定は、この条例の施行の日以後にその申請がされた事務に係る手数料について適用し、同日前にその申請がされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。